

## 令和8年度山形県生活困窮者家計改善支援業務受託事業者募集要項

### 1 趣旨

この要項は、山形県生活困窮者家計改善支援業務の委託について地方自治法施行令第167条の第2項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するに当たり、価格のみの競争では業務の目的を達成できないため、公募型プロポーザル方式により、公募により提案を求め、その内容を審査及び評価し、契約の相手方となるべき候補者として最も適した者を選定するため必要な事項を定めるものである。

なお、本事業の実施は、山形県令和8年度当初予算が可決・成立することを前提としており、当該事業に係る予算が成立しない場合は効力を有しないものとする。

### 2 業務の目的

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

### 3 業務の概要

#### (1) 委託業務名

令和8年度山形県生活困窮者家計改善支援業務

#### (2) 業務内容

「山形県生活困窮者家計改善支援業務仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (4) 提案上限額

相談支援等対応1回あたり33,833円（消費税及び地方消費税を含まない。）

※相談支援等の対応は、1回2時間を標準とする。

#### (5) 予定数量

相談者数の見込み：12名

相談者1名あたりの相談回数見込み：4回

支援調整会議への参加等：48回

※予定数量はあくまでも見込みであり、この数量を保証するものではない。

### 4 対象経費

本業務の対象経費は、次のとおりとする。

報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費）、委託料、使

用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金

## 5 参加資格

以下の（1）から（6）までに掲げる要件の全てを満たす者とする。

- （1）委託業務を的確に遂行する能力を有すること。
- （2）法人格を有し、山形県内に活動拠点（本店、支店又は営業所等）を有していること。  
なお、次に掲げる要件を全て満たすときには、「協議会」など共同体を認めるものとする。
  - ① 共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること。
  - ② 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になってること。
  - ③ 県が当該共同体に事業を委託することが適切であると判断すること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （4）山形県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （5）山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （6）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

## 6 失格事由

以下の（1）から（7）までに掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。

- （1）前記5の参加資格のいずれかを満たさなくなったとき。
- （2）提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。
- （3）企画提案書が本要項等で示す要件に適合しないとき。
- （4）参考見積額が、前記3の提案上限額を上回っているとき。
- （5）提出書類の内容に虚偽、不正又は本要項の定めに違反する記載があったとき。
- （6）審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- （7）その他不正な行為があったとき。

## 7 スケジュール（予定）

内 容	期 日
企画提案募集開始	令和8年2月16日（月）
企画提案提出期限	令和8年3月4日（水）午後5時
選定審査会開催・委託候補者決定	令和8年3月9日（月）
審査結果通知	令和8年3月10日（火）
契約締結	令和8年4月上旬

## 8 応募手続き

前記3の事業の受託を希望する場合、下記により必要書類を提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年3月4日（水）午後5時

### (2) 提出先

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県健康福祉部地域福祉推進課

### (3) 提出方法

郵送又は持参による。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と明記し、上記提出期限必着とする。

### (4) 必要書類及び部数

① 企画提案参加申込書（様式第1号）：1部

② 企画提案書（任意様式）：4部

企画提案書の様式は任意とするが、「9 企画提案内容」に沿って全て記載すること。

③ 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第2号）：1部

④ 参考見積書（任意様式）：4部

費用の内訳、積算根拠がわかるように記載すること。

⑤ 令和6年度の事業報告書及び収支決算書：1部

⑥ 定款又はこれにかわるものとの写し：1部

⑦ 法人の登記事項証明書（提出日において3カ月以内に発行されたもの）：原本1部

⑧ 役員名簿：1部

⑨ 山形県各総合支庁が発行する県税（全税目）の納税証明書：原本1部

⑩ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書：原本1部

（滞納がないことを証明できるもの）

⑪ その他、審査上県が必要と判断した補足書類

### (5) 留意事項

① 企画提案は、1事業者1案とする。

② 提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、県が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りでない。

③ 提出された書類は返却しない。

④ 審査は提出された企画提案書により行うが、その内容について応募者又は関係機関から意見聴取がある。

⑤ 企画提案書の作成・提出等本業務への応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。

⑥ 提出された書類は、必要に応じ地域福祉推進課及び選定審査会での使用に限り複写する。

⑦ 提出された書類は、山形県情報公開条例に基づき公開する場合がある。

⑧ 契約者以外の企画提案の内容は提案者の承認なしに利用しない。

## 9 企画提案内容

山形県生活困窮者家計改善支援業務仕様書をもとに、次の企画内容を提案すること。

### (1) 実施方針について

本事業を実施するに当たっての基本的な考え方を、生活困窮者自立支援法の趣旨に則り、第2のセーフティーネットとして本事業が果たすべき役割について、本県の状況等を踏まえて述べること。

### (2) 業務内容について

- ① 支援対象者に対する家計管理に関する支援、滞納の解消等に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせん等、具体的な手順と支援手法を提案すること。
- ② 関係機関、地域支援団体との連携について、具体的な事例を示し、その必要性について理由も含めて述べること。また、上記の関係機関、地域支援団体との関係の構築・ネットワークづくりについて提案を行うこと。

### (3) 応募事業者について

- ① 応募事業者の概要を企画提案参加申込書（様式第1号）に記載すること。
- ② 応募事業者の組織体制について示すこと。
- ③ 監督庁の指導（5年以内）における指摘事項の有無及び是正状況について示すこと。
- ④ 相談支援に類する過去の取組実績（5年以内）を示すこと。
- ⑤ 相談支援を行うにあたり、専門家との連携、研修の開催など本業務に必要な情報の収集とその活用方法などについての考え方を示すこと。
- ⑥ 安全管理及び危機管理体制について、緊急時の対応方法や個人情報の管理という点を踏まえて示すこと。
- ⑦ 苦情が申し立てられた場合の対応について処理方法を示すこと。

### (4) 本業務の運営体制について

- ① 本業務への従事者数を示すこと。
- ② 本業務への従事者ごとに、保有する資格名、実務経験の内容及び経験年数を示すこと。
- ③ 本業務への従事者について、相談支援業務に関する専門家との連携、研修等の参加状況を予定も含めて示すこと。
- ④ 本業務への従事について、相談支援等に対応可能な曜日、時間帯などについて示すこと。

## 10 選考方法及び審査項目

### (1) 選考方法

- ① 選定審査会を開催し、提出された企画提案書について、下記（2）の審査項目に基づき審査を行い、審査委員の採点で基準点以上をとった者が1者の場合はその者を、2者以上の場合は最も高い点数をとった企画提案を行った者を第1順位の委託候補者として決定する。

なお、基準点以上をとった者がいない場合、又は提案者がいる場合、委託候補者の決定を行わない。

② 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに郵送により書面で通知する。

なお、審査の経緯や順位、得点等は非公表とし、また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

③ 提案者が1者のみである場合でも審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者がいる場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

## (2) 評価項目等

別紙「山形県生活困窮者家計改善支援業務委託候補者評価項目等」のとおり

## 11 委託事業者との契約等に関する事項

### (1) 契約方法

山形県財務規則（昭和39年山形県規則第9号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結するものとする。

### (2) 委託料の支払条件

支払方法は、県と委託候補者と協議の上、契約書で定める。

### (3) 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、山形県財務規則第135条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付免除がある。

### (4) その他

第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合には、次点の者と契約の交渉を行う場合がある。

## 12 問合せ先

山形県健康福祉部地域福祉推進課保護指導係

住 所 : 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

電 話 : 023-630-2334

ファクシミリ : 023-632-8176

電子メール : ychi ikifukushi@pref.yamagata.jp